

地域医療構想策定ガイドラインに対する要望

平成 27 年 3 月 18 日

全国知事会

去る 2 月 12 日に全国知事会から意見書「地域医療構想策定ガイドラインに対する意見」を提出し、地域医療構想策定に向けて、都道府県が医療機関や住民に対して、地域医療の実態とあるべき姿を説明し理解を求めていくためにも、国の丁寧な回答を求めたところである。その後、厚生労働省との意見交換を進めてきたが、現時点では国の対応が必ずしも明確になっていない。

医療提供体制の改革は急務の課題であることは我々も認識しており、2025 年の医療需要と病床の必要量について、厚生労働省の権限で策定するガイドラインにより、一定の目標を掲げて、推計を行うことはやむを得ないと考える。

しかし、地域医療構想を地域の医療関係者及び住民の理解を得て進めることができる構想とするためには、拙速を避け、都道府県の十分な理解と納得が必要である。そのためには、構想の策定や策定された構想の実施にあたり、地域の実情を十分踏まえた対応を考慮されるとともに、受け皿となる医療・介護提供体制の整備、病床機能報告制度における医療機能の定量的な基準の設定など解決すべき重要な課題が残されていることから、知事会が提出している意見書等について、厚生労働省におかれては真摯に対応されたい。